

【補足資料】

改めて、これまでの経緯を確認いたしますと、本市においても、廃掃法の趣旨に鑑み、「笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例」第5条において、「事業者はその事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定め、「笠間市一般廃棄物処理基本計画」では「事業系ごみは許可業者又は排出者自ら直接搬入する」としております。

この方針を基に事業者たる市と、廃棄物処理の統括責任者たる市の立場を明確にする趣旨から、市有施設から排出される廃棄物と市町村としての家庭系一般廃棄物を分離して収集運搬を行っております。市自ら模範となることで事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物について適正な処理を各事業者、市民にお願いしております。しかし、市町村の場合、事業活動は住民サービスを果たす活動であり、またその財源は家庭系一般廃棄物の収集運搬と同様に自主一般財源で賄われている一面もあり、効率的・効果的な行政運営から考えると分離して収集運搬を行うことは市にとって必ずしも効率的とは言えない状況です。

先般、環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課から得た回答では、同一の市であっても一般廃棄物処理計画を立案する市の立場と排出事業者としての立場とは異なり、市が包括的責任を全うするため締結した家庭系廃棄物の収集運搬契約において、事業者として排出する市役所の廃棄物の収集を行うことは原則不可であること。また、家庭系廃棄物の収集に合わせて事業者として排出する市役所からの廃棄物を単純に合わせるのであれば、全ての事業者が排出した事業系一般廃棄物の処理も同様に扱う必要が生じるとの基本

的な考え方をご教示いただいております。

さらに、環境省からの一次回答において、廃掃法の解釈上「市の判断で一般家庭と市有施設から排出される一般廃棄物を合わせて収集運搬を行うこととすることは可能である」との回答をいただきましたが、本市の判断のみで合わせて収集運搬を行うことは、各事業者・市民に対しての説明責任を担保することは難しいのではないかと懸念されます。

そこで、本市としては廃掃法第3条第1項「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とある事業者のうち市町村（市有公共施設）から排出される一般廃棄物に限っては別途規定を定めることで、事業者ではなく区域内の一般廃棄物処理の責任者の立場として処理できるようにするなど、市町村の事業者としての排出責任についての緩和措置を検討したいと存じます。